

2025 年度実施方針

スタートアップ支援部

1. 件名

GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号）
第 15 条第 3 号の 2、7 号、8 号及び 9 号

3. 背景及び目的

「スタートアップ育成 5 か年計画」（令和 4 年 11 月 28 日新しい資本主義実現会議）において、社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会を実現する観点から、日本にスタートアップを産み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現する方針が示され、この実現に向けて、スタートアップへの投資額を 5 年後に 10 倍を超える規模とすることや、将来においてユニコーンを 100 社創出すること等の大きな目標が掲げられた。本計画の表明後、様々な政策が打ち出され、スタートアップ数は 2021 年比で約 1.5 倍に増加するなど累次の挑戦が見られる中、起業家やエコシステムを支えるプレイヤー、資金調達環境は急速に整備が進みつつある。

スタートアップの中でもいわゆる「ディープテック・スタートアップ」は、技術が確立するまでに長期の研究開発と大規模な資金を要し、その事業化リスクは高い。しかし、国際社会が多様かつ困難な社会的課題に直面する中、ディープテック・スタートアップの有する革新的な技術はこうした課題の解決に繋がり得るものであるとともに、革新的な技術に裏打ちされた新たな企業・産業の創出により我が国経済の成長を実現するポテンシャルを秘めている。

また、「GX 実現に向けた基本方針～今後 10 年を見据えたロードマップ～」(令和 5 年 2 月閣議決定) や、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(令和 5 年 7 月閣議決定) において、上記の「スタートアップ育成 5 か年計画」に掲げられた目標も踏まえ、GX 関連分野におけるスタートアップ企業の研究開発・社会実装支援等を抜本的に強化することが掲げられている。こうした背景から、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下 NEDO）では「ディープテック・スタートアップ支援事業」や「GX 分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業」を開始し、ディープテック・スタートアップが有する革新的な技術の社会実装を強力に支援してきたところ。

他方で、一定の研究開発を終えた後、それらの技術を実際に商用に展開するためには、事業開発活動（商用の設備投資やソフトウェア投資、研究開発の成果の有効性等を示すためのユーザー実証を含めたビジネスモデルの検証等）を行う必要があり、そうした段階においては、更に大規模な資金需要を要することが、ディープテック・スタートアップの事業活動の進捗に伴い、明らかになってきている。

かかる状況を踏まえ、2024年9月2日付けでNEDO法が改正され、NEDOに鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付業務が追加された。本事業は当該業務を実施する。

4. 事業内容

4.1 事業概要

技術の確立や事業化・社会実装までに長期の研究開発と大規模な資金を要し、リスクは高いものの国や世界全体で対処すべき経済社会課題（カーボンニュートラル、資源循環、経済安全保障等）の解決にも資すると考えられる革新的な技術の研究開発に取り組んでいる「ディープテック・スタートアップ」に対し、別事業「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業」で実施している①STSフェーズ（実用化研究開発（前期））、②PCAフェーズ（実用化研究開発（後期））、③DMPフェーズ（量産化実証）の3つのフェーズに加えて、本事業においては、そうした研究開発の成果を社会実装するための事業開発支援を行う（事業を大きく成長するための技術に係る主要な研究開発を終えた後、引き続き研究開発を行いながらも、特定の市場や顧客から継続的な売上を獲得するための事業開発活動を中心に実施していくスタートアップを想定。）。

4.2 事業方針

<補助要件>

(1) 対象者

本事業の支援対象者は、技術の確立や事業化・社会実装までに長期の研究開発と大規模な資金を要し、リスクは高いものの国や世界全体で対処すべき経済社会課題（カーボンニュートラル、資源循環、経済安全保障等）の解決にも資すると考えられる革新的な技術のうち、GX経済の実現に資する特定の技術の研究開発に取り組んでいる「ディープテック・スタートアップ」とする。本事業においては、原則として、以下の要件を満たす会社とする。

- ①経済社会課題の解決を志向している会社であって、その有する技術が課題の解決に資するものである者
- ②大学・研究機関・企業の研究から生み出された科学的発見に基づく技術その他これに類するような革新的な技術の事業化及び社会実装を目指している者
- ③創業から長期間経過していない者であって、VC等の資金を活用しながら、大きく事業の成長を図ろうとする者
- ④事業成長のために研究開発投資を引き続き積極的に行っていくとともに、事業開発投資を今後本格的に行っていく者
- ⑤原則として未上場の中小企業
- ⑥顧客候補から製品・サービスに対する需要や関心が示されると共に、事業の拡大へ向けて協力する旨が表明されていること
- ⑦量産化技術やスケール化技術など事業拡大へ向けて必要となる技術開発を一定程度終えている者又はその目処が付いている者

- ⑧補助事業期間中及び終了後の継続的な支援を表明する者が存在していること
- ⑨応募時に、温室効果ガスの排出削減のための取組をまとめた資料を提出する者

(2) 支援の内容

商用の設備投資やソフトウェア投資、当該投資と併せて行う研究開発の成果の有効性の検証を含めたユーザー実証等を支援する。

(3) 審査項目

原則として、別紙1のとおり。

<補助条件>

(1) 実施期間

1件の支援対象に対し、実施期間は4年を上限とする。

(2) 事業規模等

1) 補助額（NEDO負担額）

1件当たりの事業期間中の上限を50億円とする。

2) 補助率

1/2以内

(3) 採択予定件数

新規採択予定件数は定めず、新規採択分予算に応じ、提案内容の優れているものを採択する。

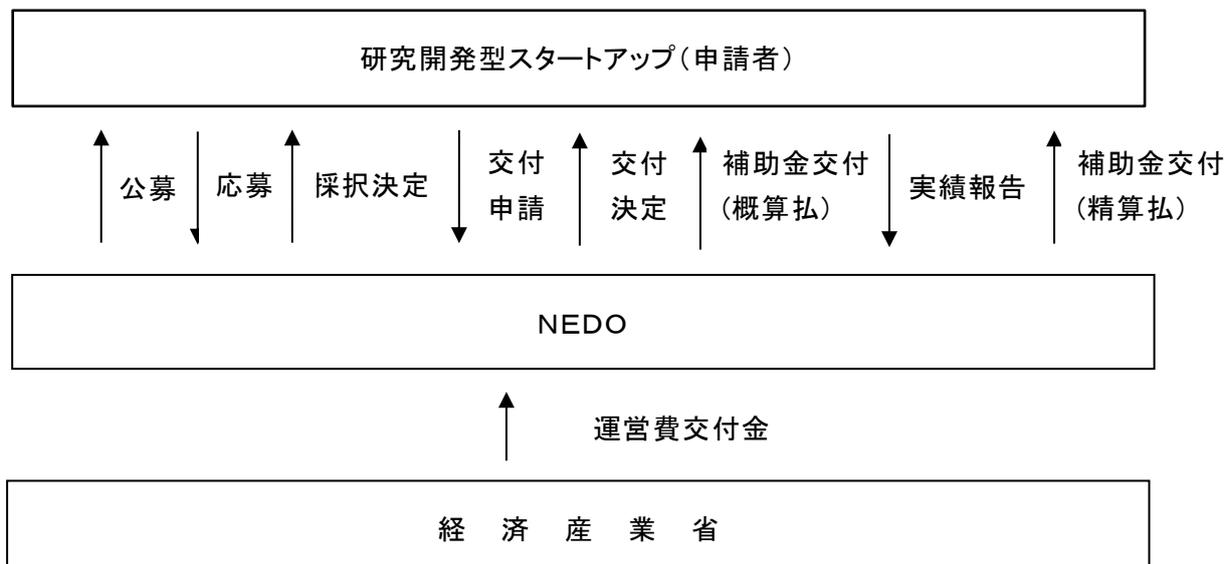
(4) 事業全体の予算規模

GX分野のディープテック・スタートアップ支援事業190億円の内数
事業規模については、変動があり得る。

5. 事業の実施方式

5. 1 実施体制

「GX 分野のディープテック・スタートアップへの事業開発支援事業」 実施スキーム



5. 2 公募

(1) 掲載する媒体

「NEDO ホームページ」等で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始前に NEDO ホームページで行う（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能な場合を除く。）。

(3) 公募時期

毎年春と秋の 2 回公募を実施（第 1 回は 2025 年 3 月頃を予定）

(4) 公募期間

原則 30 日以上とする。

(5) 公募説明会

年 2 回程度の公募機会ごとに実施する。

5. 3 採択方法

(1) 審査方法

外部専門家の知見も活用し、書面審査・面接等を経て、採択を決定する。また、採択審査委員は採択結果公表時に公表する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

原則 60 営業日以内を目安に各実施項目の内容を踏まえ、適切な期間を公募毎に設定する。

(3) 採択結果の通知

採択結果については、NEDO から申請者に通知する。

なお、不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 採択結果の公表

採択・認定結果については、申請者、テーマの名称等を公表する。

6. その他重要事項

6.1 複数年度交付決定の実施

交付申請者の申請に応じ、複数年度交付決定を行う。

7. スケジュール

7. 1 本年度のスケジュール

春と秋の 2 回公募を実施（第 1 回は 2025 年 3 月頃を予定）。

7. 2 来年度の公募について

上記の公募を、2026 年度以降も継続して実施する。

8. 実施方針の改訂履歴

2025 年 1 月 策定

(別紙1) 審査項目について

○事業性評価

- ・主要市場のうち特定の顧客からの購入に至る確度（その顧客からの強いニーズの存在、満たすべき仕様の把握）が高いこと
- ・（特定の顧客への商用実績確立後の）次の市場展開の確度が高いこと
- ・有望な顧客候補及び次の市場の獲得、その結果としての継続的な売上の拡大に向けての道筋や取組み事項・目標が明確であり必要性が高いものであること
- ・競争優位性（製品・サービスレベルでの差別化ポイントの明確性、ビジネスモデル全体の模倣障壁の高さ）があること
- ・成長戦略が適切であること
- ・経営体制（CEO、CFO、CTO、COO、CMO等の存在及び能力）が適切であること
- ・事業拡大へ向けて、組織体制（調達・製造・品質管理・営業/販売・アフターフォロー等）が適切に整備されていること、又は実行可能性が高いと見込まれる計画が策定されていること
- ・戦略的なパートナーが存在し、連携内容が妥当であること
- ・資金調達計画及び資金管理体制が適切であること
- ・事業目的達成のための支援者が適切であること

○技術評価

- ・過去の研究開発の蓄積（プロトタイプ開発、顧客フィードバック、サンプル出荷、量産・歩留まり向上技術等）が十分であり、実用に近い形で実証されていること
- ・事業化を見据えた更なる開発の内容や目標が明確化されており、そのスケジュールが適切であること
- ・開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること
- ・技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること
- ・国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され、我が国の研究開発力の強化に資すること

○事業目的への適合性

- ・本事業の目的に合致していること
- ・経済社会課題の解決に貢献する事業であること

※なお、いずれも公募時に、必要に応じて項目の記載ぶり等に修正を加えることがある。